

宮城県任期付職員採用試験の実施について

平成 25 年 1 月 4 日
宮城県人事委員会

宮城県任期付職員採用試験を次のとおり行います。

宮城県では現在、「東日本大震災」からの復旧・復興に向け、職員一丸となって取り組んでおり、今後も様々な事業を実施していくこととしています。

こうした復旧・復興事業を速やかに実施していくことによる一時的な業務量の増加に伴い、職員の不足が見込まれるため、任期の定めのある一般職任期付職員を募集します。

◎ 申込受付期間 1 月 7 日（月）～ 1 月 25 日（金）

◎ 第 1 次 試 験 2 月 10 日（日）

1 試験の職種・採用予定人員・職務の概要・勤務先

| 試験の職種 | 採用予定人員 | 職務の概要 | 勤務先 |
|-------|--------|--|---------------|
| 一般事務 | 50 人程度 | 東日本大震災からの復旧・復興のために一時的に業務量の増加が見込まれる 税務・用地補償をはじめとした行政事務（法規、指導・監督、渉外・折衝等）に従事します。 | 宮城県本庁各課又は地方機関 |

（注）採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 任 期

採用される日（平成25年6月1日採用予定）から平成28年3月31日まで

※ 採用された日から5年以内の範囲で任期を更新することがあります。

※ 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）」第2条の2に基づき採用します。

3 受 験 資 格

年齢要件、資格要件はありません。ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の実施時期・試験種目・試験地

| 試験の実施時期 | | 試験種目 | 試験地 |
|-----------------------|--------------------------------------|---------------|---|
| 第 一 次 試 験 | 2月10日(日) | 教養試験 (択一式) | 下記の4か所の試験場のうち、いずれかを受験票で指定 します。 ・宮城県宮城第一高等学校 (仙台市青葉区八幡一丁目6-2) ・宮城県仙台第三高等学校 (仙台市宮城野区鶴ヶ谷一丁目19) ・宮城県建設産業会館 (仙台市青葉区支倉町2-48) ・東北自治総合研修センター (黒川郡富谷町成田二丁目22-1) |
| | 受付開始 9:00 着席時刻 9:40 終了予定 12:15 | | |
| 第 二 次 試 験 | 3月中旬 | 適性検査 人物試験 | ・仙台市内 |
| | | 身体検査 | 健康診断書を提出していただきます。 (費用は、受験者の負担となります。) |

(注) 第2次試験の詳細については、第1次試験合格者に書面でお知らせします。

5 試験内容

| 試験種目 | 内 容 |
|-----------------------|---|
| 第 一 次 試 験 | 教養試験 (択一式) 公務員として必要な高等学校卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記試験 (題数40題 時間120分) |
| 第 二 次 試 験 | 適性検査 職務を行うのに必要な適性についての検査 |
| | 人物試験 公務員としての適格性についての人物面からの試験(個別面接) |
| | 身体検査 健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査 |
| 資 格 調 査 | 受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査 |

※ 筆記試験の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語でしていただきます。

6 試験の配点及び合格者の決定方法

(1) 配点

| 第1次試験 | | 第2次試験 | | 総合得点 |
|-------|-----|-------|-----|------|
| 教養試験 | 計 | 人物試験 | 計 | |
| 100 | 100 | 100 | 100 | 200 |

※ 第2次試験の適性検査及び身体検査については、適否のみ判定し、得点化しません。

(2) 最終合格者は第1次試験、第2次試験の結果を総合して決定します。

(3) 各試験種目の得点は、原則として標準点化します。標準点とは、平均点及び標準偏差等を用いて算出するもので、受験者の点数は、おおむね0点から100点に分布し、平均点は50点となります。

ただし、試験種目ごとの受験者数によっては、標準点化しない場合もあります。

(4) 各試験種目において、それぞれの合格基準に満たない種目がある場合は、他の成績にかかわらず不合格になります。

7 教養試験の出題分野

| 出題分野 |
|------------------------------------|
| 社会科学，人文科学，自然科学，文章理解，判断推理，数的推理，資料解釈 |

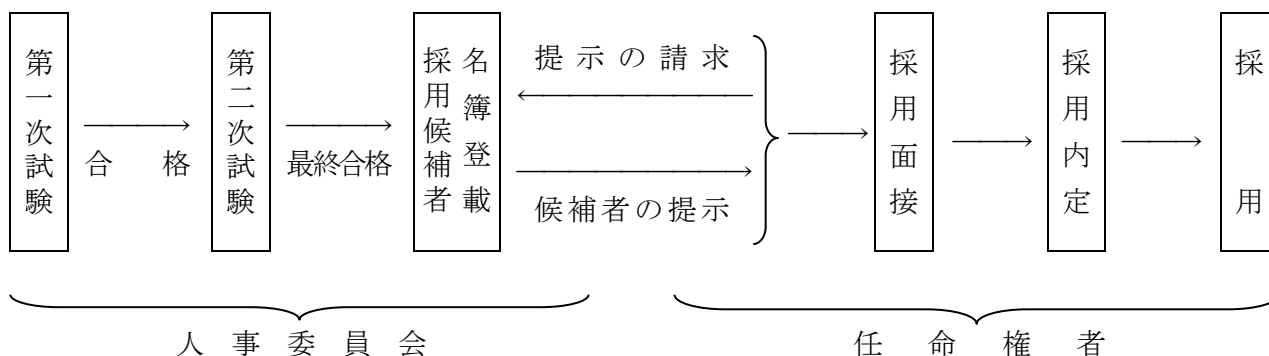
8 申込受付期間・受験手続等

| | |
|-----------|--|
| 申込受付期間 | 平成25年1月7日（月）から1月25日（金）まで （郵送による申し込みは平成25年1月25日までの消印のあるもので、平成25年2月7日（木）までに下記の申込先に届いたものにより受け付けます。） |
| 受験申込書の請求先 | 受験申込書は、宮城県人事委員会事務局で配布します。 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 電話(022)211-3761 なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「 <u>任期付職員採用試験申込書請求</u> 」と朱書し、あて先を明記した返信用封筒（角形2号，140円切手貼付）を必ず同封してください。 |
| 申込方法及び申込先 | 受験申込書に必要事項を記入し、所定の箇所に写真及び50円切手をはり、封筒の表に「 <u>任期付職員（一般事務）受験</u> 」と朱書して、下記あてに「 <u>簡易書留郵便</u> 」等の確実な方法により郵送してください。 申込先 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県人事委員会事務局 |
| 受験票の交付 | 受験票は申込受付期間終了後に郵送しますが、平成25年2月5日（火）までに届かない場合は、連絡してください。連絡先 宮城県人事委員会事務局 電話(022)211-3761 |

※ 身体に障害のある方で、試験当日に車椅子を使用するなど、受験に際して要望のある方は、申込時に宮城県人事委員会事務局に連絡してください。

9 合格発表・採用手続等

| | | |
|-------------|--|--|
| 合格発表 | 第1次 | 2月28日(木)・宮城県人事委員会事務局前に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に書面でお知らせします。 |
| | 最終 | 3月下旬・宮城県人事委員会事務局前に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に書面でお知らせします。 |
| 採用候補者名簿への登載 | 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限りません。なお、名簿の有効期間は、原則として1年です。 | |
| 採用時期 | この試験の結果作成される採用候補者名簿からの採用は、原則として平成25年6月1日となります。 | |



10 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）により、口頭で開示を請求することができます。（下表参照）

開示を希望する場合は、受験者本人又はその法定代理人（ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限ります。）が、下表に掲げる書類を持参の上、午前9時から午後5時までの間に、下表の開示場所に直接おいでください。ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）は受付いたしません。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできません。

| 試験 | 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示受付期間 | 開示場所 |
|--|-----------|---------------------|--------------|--|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者 | 試験種目別の得点、総合得点及び総合順位 | 合格発表の日から1か月間 | 宮城県人事委員会事務局 (仙台市青葉区本町三丁目8-1 (県庁17階)) |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者 | | | |
| <p>[受験者本人が請求する場合に必要な書類] 受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）</p> <p>[受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類] 受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類（法定代理人自身の運転免許証、旅券等）並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）</p> | | | | |

11 給 与

(1) 給料は、採用前の職務経験に応じて決められます。その額は、地域手当（仙台市内勤務の場合）を含め、おおむね次のとおりです。（平成24年12月現在）

| 職 務 経 験 | 給料（地域手当含む。） |
|---|-------------|
| 国，地方公共団体もしくは民間企業等の正社員として20年程度又は臨時職員等として25年程度の職務経験 | 223,003円 |
| 上 記 以 外 | 194,161円 |

(2) (1)のほか、扶養手当，住居手当，通勤手当，期末・勤勉手当（年間約3.95か月分）等がそれぞれの要件により支給されます。

なお，原則として昇給はありません。